

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

堺市長 永藤 英機

|                   |   |
|-------------------|---|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 堺市<br>(271403)                                |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 西区<br>(上,草部,原田,山田,菱木下,菱木上,太平寺(太平寺農空間保全地域を除く)) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年5月22日<br>(第6回)                            |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・西区の多くは市街化区域であるが、堺泉北道路を挟んだ南北にはまとまった農地がある。</li> <li>・一筆の圃場面積は小さく、稲作は大半が自家消費である。</li> <li>・アンケートによると、10年後の農地利用の意向は、自作面積が9.39ha、貸出希望が5.19haである。同様に、後継者については、後継者なしが35%、後継者がいる場合でも就農は未定が42%である。</li> <li>・水利組合により、概ね水路の管理と整備が行われている。</li> <li>・地域では、圃場整備を希望する声がたびたび上がるものの、なかなかまとまらないのが現状である。</li> <li>・貸している農地が多く、入作も多い。遊休農地は増加傾向にある。</li> <li>・従事者の高齢化に加えて後継者不足であり、新たな担い手の確保育成が課題となっている。</li> <li>・農産物の価格が低いと、収益が上がらず、新規就農者や後継者が農業を始めたり、営農を継続したりすることが難しくなっている。</li> <li>・高額な農業用機械が、新規就農希望者の就農の妨げの一つになっている。また、既存農家にとっても機械の更新にかかる費用が大きく負担になっている。</li> <li>・農業用機械の購入への助成や機械の共同利用体制への支援などの地域内の要望については、関係機関の協力や市の支援施策、国や府の補助事業の活用などはもとより、行政と地域の実情を踏まえて連携しながら取り組むことが必要である。</li> </ul> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、現在の水稻栽培を主とする営農形態を維持する。</li> </ul> |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 44.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 44.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・現在、地域内で農業上の利用が行われている全ての区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、地域内外の認定農業者をはじめ既存農業者や新規就農者、農業法人など意欲的な経営体へ農地の集積・集約を進め、少しでも規模の大きい営農環境の実現を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア、経営転換する経営体の農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手への集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・水路整備など農業用施設の整備を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外の多様な経営体を募り、担い手への集積・集約化を基本とし、地域と調和、共生できる経営体の確保・育成を図るため、関係機関と連携して取り組む。  
・担い手として育成していくため、地域として市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

・JA堺市への農作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |   |   |                                   |                               |
|------------------------------------|---|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

② 農業者の所得向上につながる高収益作物の新規栽培  
③⑧ 接道状況が悪い地域の農道整備や、スマート農業など新たな取組に必要な資機材の導入、これまでに導入・整備してきた農業機械や農業用施設の計画的な更新